

志布志市健全化判断比率等を公表します

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項に規定に基づき、志布志市の健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「財政健全化法」といいます。）により、地方公共団体は、毎年度決算に基づき健全化判断比率（「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」）の4指標と公営企業ごとの「資金不足比率」を算定し、監査委員の審査を受けたうえで議会に報告し、公表することとなっています。このことから、志布志市の健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果について公表します。

実質赤字比率

※実質赤字額はありません。

1年の間に入ってきた金額（歳入）より使った金額（歳出）が多い場合、その余計に使った額が赤字となります。

一般会計のみの赤字の有無を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。この比率が高いほど、財政運営が深刻な状況となります。

志布志市は一般会計において実質収支は黒字であり、実質赤字額は生じていません。

健全化判断比率及び資金不足比率の対象となった会計は、下表のとおりです。志布志市の令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、早期健全化基準及び経営健全化基準をすべて下回っています。

将来負担比率が改善した主な要因は、将来負担額のうち、主に一般会計に係る地方債現在高が660,522千円、退職手当支給予定額に係る一般会計負担見込額が185,853千円減少し、一方、充当可能財源等のうち、ふるさと志基金、財政調整基金等の基金額が327,853千円増加したことによるものです。

なお、早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っているものの志布志市の財政状況が厳しいことには変わりはなく、これからも行財政改革を推進し、健全な財政運営を図っていく必要があります。

連結実質赤字比率

※連結実質赤字額はありません。

市のすべての会計を連結して市全体としての赤字の有無を指標化し、市全体における収支が健全かどうか把握しようとするものです。

志布志市は、全ての会計において実質収支は黒字であり、実質赤字額は生じていません。

一般会計等	↑	↑	↑	↑	↑	↑
志布志市において は一般会計のみ	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	↓
公営事業会計						
① 国民健康保険特別会計 ② 介護保険特別会計 ③ 後期高齢者医療特別会計						
公営企業会計						
① 水道事業会計 ② 下水道管理特別会計 ③ 公共下水道事業特別会計 ④ 国民宿舎特別会計 ⑤ 工業団地整備事業特別会計						
一部事務組合・広域連合						
① 大隅曾於地区消防組合 ② 曾於南部厚生事務組合 ③ 曾於北部衛生処理組合 ④ 鹿児島市町村総合事務組合 ⑤ 鹿児島後期高齢者医療広域連合 ⑥ 曾於地区介護保険組合 ⑦ 曾於地域公設地方卸売市場管理組合						
地方公社・第三セクター等（注）						
① 志布志市土地開発公社 ② 曾於東部土地改良区 ③ 曾於南部土地改良区						
令和元年度 志布志市	—	—	10.4	18.9	—	—
早期健全化基準 （イエローカード） ※資金不足比率については、 経営健全化基準	13.19	18.19	25.0	350.0	20.0	—
財政再生基準 （レッドカード）	20.00	30.00	35.0	—	—	—
平成30年度 志布志市	—	—	10.2	23.4	—	—
平成29年度 志布志市	—	—	9.9	34.1	—	—

実質公債費比率 10.4%

その年度の歳出に占める公債費（借金）や公債費に準ずるものの割合を指標化し、資金繰りの程度を示すものです。

この数値が前年度より高くなると、その分、他の歳出を削らなければ支払えないということになります。

よって、財政の弾力が低下し、他の経費削減をしないと収支が悪化し、赤字団体になる可能性が高まります。

将来負担比率 18.9%

一般会計における公債費（借金）や損失補償を行っている第三セクター等に係るものを含め、市が将来的に支払っていく可能性のある実質的な負債額の割合を示す指標です。

この比率が高い場合、市の財政規模に比べて将来負担が大きいということになり、将来財政運営を圧迫する可能性があります。

資金不足比率

※資金不足額はありません。

公営企業の資金不足（赤字）を料金収入と比較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示すものです。

公営企業ごとに算定し、経営状況を判断します。

公営企業会計に資金不足（赤字）があり経営状況が悪化すれば、市としてその赤字に対処しなければならず、市の負担も増大することになり、財政運営に大きな影響を与えることとなります。

この比率が高くなるほど、料金収入等により赤字を解消することが難しくなるので、経営状況に問題があることとなります。

断用会負「率て影タ計
し計担実」の響しと財
まてご比質、会を等公政
すそと率公一計及を営健
れ「債連をば含事全化
そ「の費結対すめ業法
の資4比実象可た会に
基不標「赤一性「のや
準足と及字実の財第三
に比公び比質ある政三
よ率営一率「赤る運セ
り「企将」字す営ク
判を業来、比べに

どうやって健全度を判断するの？

響な金サとす一
をくなく再。定赤
及などび建た。割字
ぼりのスすん。合額
す、引のるす。を標
こ市き低こと。準
と民上下と、た的
に生げやと、状な
なりせ税り、の態を
まさざや、関を政
す。なを共民の言規
影得料もまの

「財政健全化法」って何だろう？

法状子地（力が政張
律況エ方レ一破市財
でのツ公レ）期んよ健
す改ク共ド）健をう全
。善す団カ一全未な化
早期このド「然化地法
にに政「政階防公は、
促よ悪の再（ぐ共、北
すり化2生いた団海
た、を段段工め、体道
め財「階階口、の道
の政で「国財夕

関勸変公を方分表
与告更共行公なさ計
すしな団う共場れ画
る、ど体こ団合まの
こよのにと体はす実
とり措対とし、施
に強置しな対国取状
なくを予りしまり況
り財講算ま必た組は、
ま政ずやす。要はみ、
す。運る計。な県が毎
。営よ画地勤が不年
にうの方告地十公

はそれぞれ
の計画を作
ったあと

告決と画計
すを各の的画公
経計なを営健
こて画策企全
と公表ますのし、と
なり、健康自に
は、全主経超え
。議化主経え
事。の営た場
への報るつ全場
報議こ計化合

健全段階
指標の整備と情報
開示の徹底

早期健全化段階
自主的な改善努力
による財政健全化

財政再生段階
国等の関与による
確実な再生

公営企業の経営の健全化

健全経営 ← 経営悪化

健全財政 ← 財政悪化

(注)：第三セクター等については、出資比率に関わらず志布志市が第三セクター等の債務に損失補償を付している団体を掲載しています。また、実質黒字の場合は「－」と記載してあります。